柱1. やさしいまちづくり「あたたか」 項目.ユニバーサルデザインのまちづくり アクションプラン 地域における交通手段の確保

概要

個人の需要に応じ、有償で自動車を使用して旅客を運送する場合には、輸送の安全や利便 を確保する観点から、道路運送法の許可が必要です。

しかしながら、バスやタクシー事業によって十分な輸送サービスが提供されず、地域の交通や移動制約者の輸送が確保されていない場合においては、NPO法人等による自家用自動車を用いた有償運送を認められています。(道路運送法第78条2号)

自家用有償旅客運送のうち、長浜市においては、道路運送法第79条に規定されている「福祉有償運送」事業を市内4事業所が展開されています。

■福祉有償運送とは

他人の介助によらず移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー等公共交通機関を利用することが困難な要介護者・身体しょうがい者等に対し、 NPO 法人等が、営利とは認められない実費の範囲内で自家用自動車(白ナンバー) による、ドアツードアの個別輸送を行うもの。

経過

平成16年:国土交通省より許可制による自家用運送事業のガイドライン提示

平成18年:改正道路運送法施行により登録制として法律上の位置づけが明確化

⇒湖北地域福祉有償移送サービス運営協議会の設置

平成22年:1市6町合併により長浜市福祉有償運送運営協議会が設置

⇒一部事業所が 4 条、43 条許可(二種免許所持者による緑ナンバーでの輸送)に移行し、79 条登録での福祉有償運送は 4 事業所のみとなる。

現状・課題

令和2年度現在まで、平成22年当時に登録のあった4事業所が継続して事業をされているのみで、新規参入される事業所がありません。

また、運転者の高齢化や業務の不採算等を理由に、4条・43条許可を含めた運送事業自体を廃止される事業所も増え、移動制約のある方の移動手段確保が困難な状況になってきています。

方向性

4条・43条への移行が望ましいという考え方は堅持した上で、79条許可を新規参入の呼び水にできるよう。事業所に対して働きかけを行っていく。